

令和3年5月31日

各 位

豊島区文化商工部

生活産業課長 高橋 隆史

東京都の「緊急事態措置」の延長及び
感染拡大防止協力金等について（情報提供）

「緊急事態宣言」の令和3年6月20日までの延長に伴い、東京都が「緊急事態措置」及び協力金・支援金について発表しましたので情報提供します。

記

1. 緊急事態措置（令和3年6月1日0時～令和3年6月20日24時）

（1）都民向けの要請（継続）

日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、特に下記の徹底

- ・20時以降の不要不急の外出自粛
- ・混雑している場所や時間を避けて行動すること
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- ・不要不急の都道府県間の移動を極力控えること
- ・路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛

（2）事業所向けの要請

① 休業を要請する施設（一部要件緩和）

- ・1,000㎡超の百貨店、ショッピングセンター、パチンコ、ゲームセンター、スーパー銭湯等の商業施設の**土日営業**（生活必需物資取扱を除く）
- ・酒類及びカラオケ設備を提供する、もしくは利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店やキャバレー、ダンスホール、バー、スナック等（宅配・テイクアウト除く）

② 営業時間の短縮等を要請・協力依頼する施設（5時から20時まで）

- ・1,000㎡超の百貨店、ショッピングセンター、パチンコ、ゲームセンター、スーパー銭湯等の商業施設の**平日営業**（生活必需物資取扱を除く）
- ・1,000㎡以下の百貨店、ショッピングセンター、パチンコ、ゲームセンター、スーパー銭湯等の商業施設等（生活必需物資取扱を除く）
- ・酒類の提供をせず、かつ利用者による酒類の店内持込を認めず、さらにカラオケ設備を使用しない飲食店やダンスホール、ダーツバー、ライブハウス、結婚式場等（宅配・テイクアウト除く）

③ 規模要件等に沿った施設使用・イベントの開催

- ・劇場、映画館、集会場、展示場、貸会議室、**体育館**、**水泳場**、野球場、ゴルフ場、テーマパーク、遊園地、**博物館**、**動物園**等
- ・イベント

《規模要件等》

- ・人数上限 5,000 人かつ収容率 50%
- ・イベント開催の場合、5時から21時までの営業時間短縮
- ・イベント開催以外、5時から20時までの営業時間短縮
- ・映画館は、5時から21時までの営業時間短縮
- ・入場整理等の実施
- ・酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛、及び利用者による酒類の持込を認めないこと

④ その他の施設

入場整理実施、オンライン活用、酒類提供自粛、カラオケ設備使用自粛、利用者による酒類の持込を認めないこと、部活動自粛の協力依頼

⑤ 職場への出勤等

- ・テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者の7割削減を目指すことを要請
- ・事業の継続に必要な場合を除き、授業員の20時までの早期終業・帰宅要請

※ 緊急事態措置の詳細は、[東京都ホームページ \(こちら\)](#) で確認ください。

2. 協力金、支援金等（詳細は追って公表）

※ 協力金・支援金の詳細は、[東京都産業労働局ホームページ \(こちら\)](#) で確認ください。

(1) 飲食店等に対する営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金

緊急事態宣言が延長されることに伴い、営業時間短縮及び休業の要請に全面的に協力する飲食事業者等の店舗を対象として、新たに協力金を支給。

- ① 対象期間：令和3年6月1日～令和3年6月20日（20日間）
- ② 支給額（予定） 一店舗当たり中小企業：80万円～400万円
一店舗当たり大企業：上限400万円

(2) 休業等を行う大規模施設に対する協力金

緊急事態宣言の延長に伴い、営業時間の短縮要請や土日の休業要請に全面的に協力する大規模施設及び当該施設のテナントを対象として、協力金を支給。

- ① 対象期間：令和3年6月1日～令和3年6月20日（20日間）
- ② 支給額（予定） 大規模施設（1,000㎡超）：1,000㎡あたり20万円/日
当該施設のテナント：100㎡あたり2万円/日
※営業時間短縮の場合は、その割合に応じて支給

(3) 東京都中小企業者等月次支援給付金

都内中小企業等を対象に、国が給付する月次支援給付金（6月分）に対して都が上乗せ支給。さらに国対象外の30%以上売上減少した事業者には都独自の支援給付金を支給。

売上減少率	国	都	合計
50%以上	法人 20万円	5万円(20万円)	25万円(20万円)
	個人 10万円	2.5万円(10万円)	12.5万円(20万円)
30%以上 50%未満	なし	10万円	10万円
		5万円	5万円

※ () 内は酒類販売事業者への支給額

※ 金額は1か月分の上限額

○詳細は追って公表

3. 問い合わせ先

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

電話番号 03-5388-0567

(土日祝日含む毎日午前9時から午後7時)

生活産業課長 高橋 080-9864-0619